

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画

福島町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2025(令和 7)年度～2030(令和 12)年度

令和 7 年 1 月



目 次

第 1 章 計画策定の背景.....	1
1.1 計画策定の背景や目的.....	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画期間.....	2
1.4 計画の対象範囲	3
第 2 章 温室効果ガスの排出状況	4
2.1 対象とする温室効果ガス	4
2.2 温室効果ガス排出量の算出.....	4
第 3 章 温室効果ガス排出量削減目標	6
第 4 章 目標達成に向けた具体的な取組.....	7
4.1 エネルギー使用量の削減.....	7
1. 電気・燃料使用量の削減に係る取組	7
4.2 資源の有効利用	8
1. 水道使用量削減に係る取組.....	8
2. 用紙類の使用量の削減に係る取組	8
3. 廃棄物の減量・リサイクルの推進に係る取組.....	8
4.3 公用車の利用等における取組	9
1. 公用車燃料使用量削減に係る取組	9
4.4 施設の整備及び管理における取組.....	9
4.5 公共施設の整理と ZEB 化による CO ₂ 排出量の削減.....	11
1. 現状の公共施設面積	11
2. 2030 年時点の公共施設面積と ZEB 改修による削減.....	11
4.6 2030 年度の CO ₂ 排出量.....	11
第 5 章 推進体制及び進捗管理	12
5.1 推進体制	12
5.2 進捗管理	12

第1章 計画策定の背景

「福島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」という)の策定にあたり、計画策定の背景や目的、計画の位置付け、計画期間、計画の対象範囲などの基本的事項について示します。

1.1 計画策定の背景や目的

地球温暖化とは、主に人為的な活動に伴い排出される二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの増加により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食糧生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP21)では、1997年12月に採択された京都議定書の後継となる、2020年以降の気候変動問題に関する法的拘束力のある国際的な枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。この協定においては、「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち(2℃目標)、1.5℃に抑える努力を追求する(1.5℃努力目標)こと」及び「そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界共通の目標として掲げられました。すべての締約国は、削減目標(約束)を作成・提出・維持するとともに、削減目標を達成するための国内対策をとることを求められます。

国際的な地球温暖化対策の推進の流れを受けて、国では、2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。2021年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という)」が改正され、同年10月には、温対法に基づく国の総合計画である「地球温暖化対策計画」が改訂され、「我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことが示されるとともに、目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋が描かれました。

本町では、今般の国の中期目標の決定を受け、町村が事業者・消費者としての立場から環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより環境への負荷を出来る限り低減することを目的として、本計画を策定するものです。

1.2 計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して策定する、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））となります。また、「第6次福島町総合計画」を上位計画として、「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」「福島町過疎地域持続的発展市町村計画」「福島町森林整備計画」「福島町脱炭素戦略」などの関連計画との調和を図って検討・策定したものととなり、図示すると図1-1のとおりです。

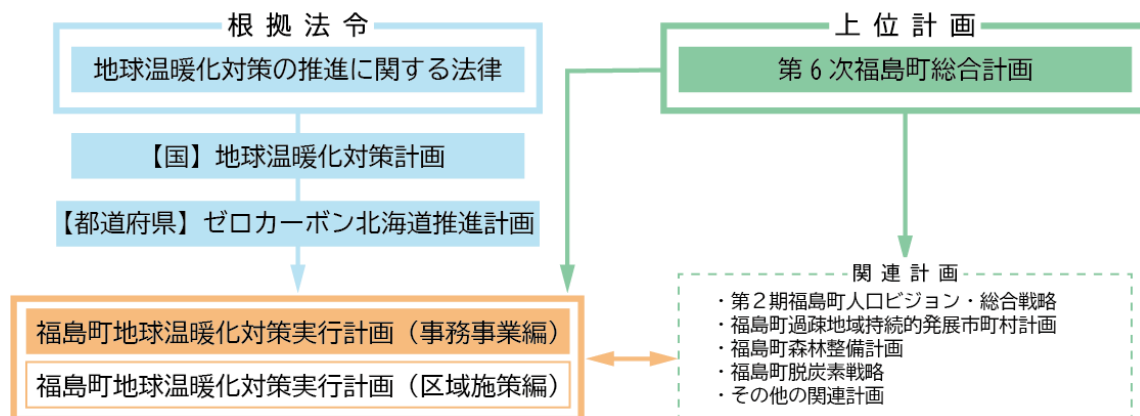


図 1-1 計画の位置付け

1.3 計画期間

本計画の計画期間は、2025年度から2030年度までの6年間とします。

国の地球温暖化対策の基準年度である2013年度を本計画の基準年度とし、2030年度を目標年度として、目標年度における目標を設定します。

1.4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本町が実施する全ての事務事業とします。

対象とする施設・設備は、指定管理者制度により運営を外部委託している施設を含めて、本町が所有している全ての施設・設備とします。

主な対象施設・設備を以下に示します。

表 1-1 主な対象施設・設備

施設分類・設備	主な対象施設・設備
A 行政系施設	福島町役場庁舎・健康づくりセンター、吉岡総合センター
B 福祉系施設	認定こども園福島保育所、福島町地域子育て支援センター 等
C 産業系施設	横綱千代の山・千代の富士記念館、福島町青函トンネル記念館 等
D 教育施設	福島小学校、福島中学校、吉岡小学校、福島町総合体育館、福島町民プール 等
E 住宅施設	丸山団地、美山団地、三岳団地 等
F 集会施設	福島町福祉センター、福島町活性化センター「あづま〜る」、生活館 等
G その他施設	バス待合所、町有建物 等
漁港・公園外灯 等	漁港（外灯）、伊能忠敬記念公園
浄水場	岩部浄水場、月崎ポンプ場、美山浄水場、三岳ポンプ室、白符倉庫、千軒配水池
公用車	
設備	街路灯・防犯灯、重機、草刈機、除雪機、ジェットヒーター 等

第2章 温室効果ガスの排出状況

直近年度である 2023 年度の対象施設・設備における電気や燃料の使用量等のデータを用いて、本町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を算出します。

また、本町では、基準年度である 2013 年度の対象施設・設備における電気や燃料の使用量等のデータを保有していないことから、2013 年度の排出量については環境省が公開している「自治体排出量カルテ(令和 6 年 3 月)」の推計値を使用します。

2.1 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」第2条第3項で定められている7種類の温室効果ガスのうち、本町の事務事業に伴う排出が予測される二酸化炭素(CO₂)を対象とします。

表 2-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	本町の事務事業における排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	・ 燃料（ガソリン、灯油、軽油、液化石油ガス（LPG））の使用 ・ 他人から供給された電気の使用

2.2 温室効果ガス排出量の算出

温室効果ガス排出量は、事務事業に伴うエネルギー使用量に、環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和 6 年 4 月)「5. 排出係数一覧」掲載の CO₂ 排出係数を乗じて算出します。

本町における 2023 年度(2023 年 4 月～2024 年 3 月)の施設分類別の使用エネルギー量は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 福島町有施設のエネルギー使用量推計(2023 年度)

施設分類	電気 (kWh)	灯油 (L)	ガス (m ³)	重油 (L)
A 行政系施設	159,436.3	3,723.1	24.3	25,000.0
B 福祉系施設	512,071.6	28,037.9	192.6	0.0
C 産業系施設	507,283.7	2,666.5	169.8	0.0
D 教育施設	228,285.7	37,660.8	3,731.6	18,000.0
F 集会施設	40,690.0	5,810.0	94.3	0.0
G その他施設	67,003.5	4,402.5	280.4	1,849.8
漁港・公園外灯 等	35,471.0	0.0	0.0	0.0
浄水場	31,525.0	0.0	0.0	0.0
エネルギー消費量計	1,581,766.8	82,300.9	4,493.0	44,849.8

エネルギー使用量の推計結果に CO₂ 排出係数を乗じて算出した 2023 年度(2023 年 4 月～2024 年 3 月)の町有施設 CO₂ 排出量推計を表 2-3 に示します。

福島町の町有施設における 2023 年度の CO₂ 排出量は、約 1,200t-CO₂と推計されます。

表 2-3 福島町有施設の CO₂ 排出量推計(2023 年度)(単位:t-CO₂)

施設分類	電力	灯油	ガス	重油	計
A 行政系施設	84.98	9.31	0.14	68.75	163.18
B 福祉系施設	272.93	70.09	1.15	0.00	344.18
C 産業系施設	270.38	6.76	1.03	0.00	278.17
D 教育施設	121.68	94.15	22.23	49.50	287.55
F 集会施設	21.69	14.53	0.56	0.00	36.77
G その他施設	43.88	13.26	2.01	6.83	65.98
漁港・公園外灯 等	18.91	0.00	0.00	0.00	0.00
浄水場	16.80	0.00	0.00	0.00	35.71
CO ₂ 排出量計	851.25	208.10	27.12	125.08	1,211.54

CO₂ 排出量の施設分類別内訳と排出源別内訳を図 2-1 に示します。

施設分類別では「B 福祉系施設」「C 産業系施設」「D 教育施設」の 3 つで排出量の約 75%を占めています。

排出源別では、電気の使用に伴う排出量の約 70%を占めており、主要な排出源となっています。また、灯油の使用に伴う排出量(約 17%)と重油の使用に伴う排出量(約 11%)が占める割合も大きく、これら3つの排出源で排出量のほぼ全量を占めています。

本町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けては、電気、灯油、重油の使用量の削減が重要と言えます。

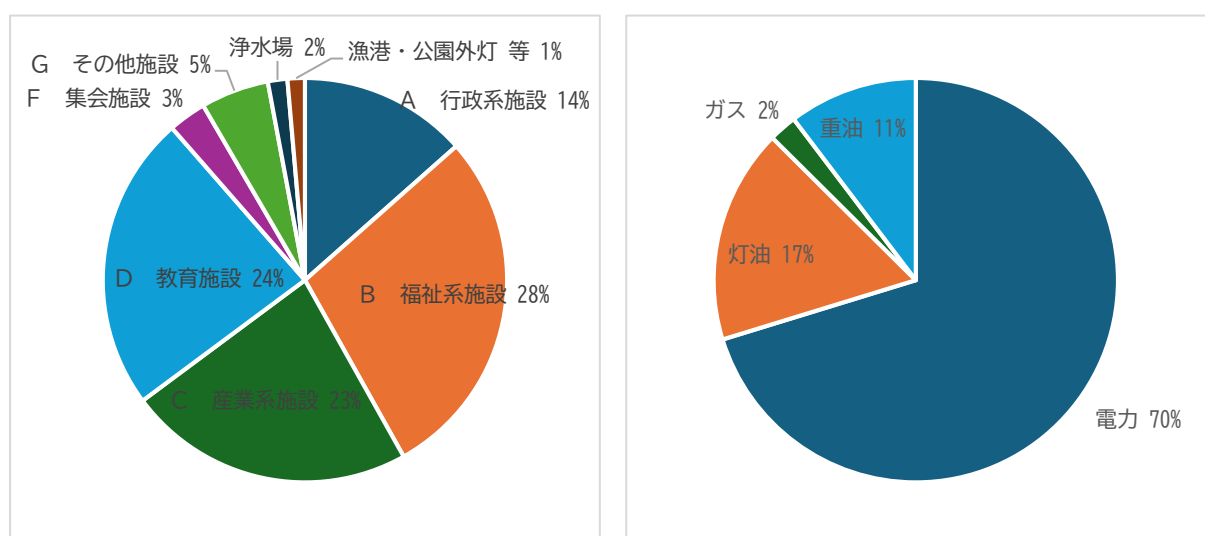


図 2-1 CO₂ 排出量の施設分類別内訳(左)と排出源別内訳(右)

第3章 温室効果ガス排出量削減目標

事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減目標については、国が「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(2021年10月閣議決定)(以下「政府実行計画」という)において、「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする」としています。北海道も「第5期 道の事務・事業に関する実行計画」(2021年3月)において、「2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量を、2013(平成25)年度の排出量に比べ、159,000t(50%)削減します」としています。

本町では2013年度の対象施設・設備におけるエネルギー使用量のデータを保有していませんが、2013年度以降、町有施設のCO₂排出量削減対策をほぼ行っていないため、2013年度の本町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は2023年度の排出量約1,200t-CO₂とほぼ同量と考え、2023年度の数値から50%の削減を目標とします。

【本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減目標】

2030年度までに現状年度(2023年度)比50%削減

2023年度：1,212t-CO₂ ⇒ 2030年度：606t-CO₂

第4章 目標達成に向けた具体的な取組

目標達成に向けた具体的な取組について示します。

「福島町脱炭素戦略」の取組を基として、国の「地球温暖化対策計画」における業務その他部門及び運輸部門の省エネルギーに係る施策や再生可能エネルギーの導入に係る施策を盛り込んでいます。

4.1 エネルギー使用量の削減

1. 電気・燃料使用量の削減に係る取組

■ 照明の適切な使用・管理

- ・ 昼休みの間は、事務室等の不要な照明を消します。ただし、住民対応窓口の照明は除きます。
- ・ 始業前や残業時、休日出勤時等は、業務に支障のない範囲で職員のいない箇所の照明を消します。
- ・ トイレ、会議室、給湯室など断続的に使用する箇所の照明は、使用しない時には消します。
- ・ 各職場の最終退出者は、消灯を確認します。
- ・ 利用箇所の明るさに応じて照明本数の間引きを行います。
- ・ 電力消費量の増加を防ぐため、照明器具の定期的な清掃を行います。

■ 電気機器等の適切な使用・管理

- ・ コピー機を長時間使用しない時には、自動的に低電力モードやスリープモードに切り替わるように設定します。
- ・ 待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品(テレビ、ビデオなど)の電源プラグをコンセントから抜きます。

■ 冷暖房・空調温度の適切な管理、冷暖房負荷の軽減等

- ・ 年間を通した働きやすい服装(ナチュラル・ビズ・スタイル)での執務を励行します。
- ・ 暖房の設定温度は、19℃を目安に適切な温度管理を行います。
- ・ 電算室の冷房の設定温度は、23℃を目安に適切な温度管理を行います。
- ・ 外気の導入や換気の励行、冬季のドアの締切など、機器を用いなくて室内温度の調整を図ります。
- ・ ブラインドやカーテン等を有効に利用して、日差しの調整を行います。
- ・ 空調機器フィルターの定期的な清掃を行います。

■ 給湯機器等の適切な使用

- ・ 給湯機器等の温度を適切に設定するなど、適切な運転管理に努めます。

■ 業務の効率化、労働時間の短縮

- ・ 水曜日のノー残業デーにおける定時退庁に努めます。

- ・ 事務効率の向上に努め、残業の削減を行うとともに、定時退庁に努めます。

4.2 資源の有効利用

1. 水道使用量削減に係る取組

■ 水利用の抑制

- ・ 日常的な節水を徹底します。
- ・ 散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用します。
- ・ 日頃から水漏れの点検を行います。
- ・ 蛇口に節水コマなどの節水機器を取り付けます。

2. 用紙類の使用量の削減に係る取組

■ 用紙類の使用の抑制

- ・ 簡素化、サイズ縮小などによる会議資料の削減やペーパーレス化に努めます。
- ・ 送付文を極力省略するなど、事務手続きの簡素化に努めます。
- ・ 資料などを複写する際は、必要性を十分に吟味し、安易な複写を避けます。
- ・ 両面印刷に努めます。
- ・ 不要紙の裏面利用を徹底します。
- ・ ファイルボックスやフォルダ、封筒などの繰り返しの使用に努めます。
- ・ 個人で保有する文書・資料の減量化を徹底します。
- ・ 庁内 LAN、電子メールの活用などによるペーパーレス化を推進します。
- ・ 刊行物は村ホームページやスマートフォンアプリ、記録媒体などによる情報提供を促進し、過去の頒布実績による在庫の管理を徹底します。

3. 廃棄物の減量・リサイクルの推進に係る取組

■ 事務用品・備品の適正な使用・管理

- ・ 物品などは、計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。
- ・ 事務用品の共有化及び再利用を図ります。
- ・ 物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。
- ・ 備品を全庁的に効率利用するシステムを活用します。

■ リサイクルの推進

- ・ 古紙や缶・びん・ペットボトルなどの分別・リサイクルを徹底します。
- ・ ペットボトル以外のプラスチック製容器包装や発泡スチロールなどの分別を徹底します。
- ・ 使用済み小型電子機器等や使用済み小型充電式電池の回収・リサイクルを徹底します。

■ グリーン購入の推進

- ・ 使い捨て製品は極力購入しないようにします。

- ・リターナブル容器の製品を優先的に購入します。
- ・再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入します。
- ・OA用紙としては再生紙を購入します。
- ・エアゾール製品(スプレー缶など)は、代替フロンが使用されていない製品を選択します。

■ 食品ロスの削減

- ・給食の食べ残し状況を調査し、メニューや量を調整することで、食品ロスの削減を図ります。

4.3 公用車の利用等における取組

1. 公用車燃料使用量削減に係る取組

■ 公用車利用の道理化・走行量の抑制

- ・近距離の移動における公用車の利用は、特別の理由がない限り控えます。
- ・走行ルートの合理化、相乗りなど、公用車の効率的利用を図ります。
- ・走行前及び走行後の点検を行います。
- ・カーシェアリングサービスの普及状況を踏まえて、公用車としての利用を検討します。
- ・公用車の利用を抑制するため、公用電気自転車の導入を検討します。

■ エコドライブの徹底

- ・経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかしなどはしないようにします。
- ・駐停車時のアイドリングストップを徹底します。
- ・カーエアコンの使用を控えめにします。
- ・自動車のタイヤ空気圧の調整等、点検整備を行います。
- ・不要な荷物を積まないようにします。
- ・走行量や燃料使用量を適切に管理します。

■ 温室効果ガス排出量の少ない自動車の導入

- ・公用車を購入又は更新する際は、次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等)の導入に努めます。
- ・公用車を購入又は更新する際は、使用実態を踏まえて、適切な大きさの自動車の導入に努めます。

4.4 施設の整備及び管理における取組

■ 建築物等

- ・建物の断熱性の向上を図ります。
- ・断熱フィルム、ブラインド等の使用により日射の調整を図ります。
- ・自然光を有効に利用します。

- ・ 建替えの際は、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)や ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)などの導入に努めます。
- ・ 施設の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うように努めます。
- ・ エネルギー管理の徹底を図るため、BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の導入に努めます。

■ 設備・機器等

- ・ 省エネルギー型設備・機器の導入に努めます。
- ・ 自動販売機は消費電力の少ない機器へ順次更新するよう努めます。
- ・ 実施済みの公共施設の LED 化に加え、街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。
- ・ 照明回路や空調等の適切なゾーニングに努めます。
- ・ 環境への負荷が少ない燃料を使用する機器を選択するよう努めます。また、機器の電化を推進します。
- ・ 上下水道事業の省エネルギー化に努めます。

■ 水利用

- ・ 排水の再利用を検討します。
- ・ 水需要の減少を踏まえて、水道配水管のダウンサイジングを検討します。
- ・ 節水型設備の導入を進めます。

■ 再生可能エネルギーの導入

- ・ 小中学校への太陽光発電設備の導入を検討します。
- ・ 小型風力発電設備や小水力発電設備、バイオマス発電設備、地中熱ヒートポンプシステムなどの太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー利用設備の導入も検討します。
- ・ 再生可能エネルギー電気の有効利用のため、併せて蓄電池や燃料電池の導入を検討します。
- ・ 電力を調達する際には、再生可能エネルギー等の排出係数の低い電力の調達を検討します。

■ 公共工事

- ・ 再生材料(間伐材・小径木、廃木材、建築解体木材、廃プラスチック、使用済みタイヤ、廃ガラス、高炉スラグ、都市ごみ熔融スラグ、汚泥焼却灰等)が使用されている資材を優先的に使用します。
- ・ リサイクル可能な資材を優先的に使用します。
- ・ 施工段階での建設副産物の発生抑制と再生利用を図ります。
- ・ 工事成績評定や入札において、省エネ対策の実施や再生可能エネルギーの導入を評価項目とすることを検討します。

4.5 公共施設の整理と ZEB 化による CO₂ 排出量の削減

1. 現状の公共施設面積

現在、福島町の住宅系公共施設以外の床面積は 46,389 m²です(令和 6 年 3 月改定「福島町公共施設等総合管理計画」に基づく)。

2. 2030 年時点の公共施設面積と ZEB 改修による削減

2030 年には、以下の条件に基づいて公共施設の床面積が 36,616 m²に減少すると予想されます。

- ・ 使用されていない建物は取り壊す
- ・ 機能の集約が可能な公共施設の統廃合を行い、現状面積の 3 分の 2 にする
- ・ 一部しか利用されておらず、劣化が進行して改築が必要な建物については、現状面積の 2 分の 1 にする

また、2030 年時点で ZEB 化(ZEB Ready)の改修を行う建物の面積は 20,709 m²と予想されます。これは、40 年以上経過し長寿命化改修を行う予定の建物や、改築予定の建物が対象です。

現状の公共施設の CO₂ 排出量 1,212t-CO₂ は、面積減少により、956t-CO₂ まで減少すると見込まれます。さらに 20,709 m²の建物が ZEB 化(ZEB Ready)されると、CO₂ 排出量は 686t-CO₂ まで減少します。

4.6 2030 年度の CO₂ 排出量

4.1～4.3 の施策を推進することで、2030 年度の CO₂ 排出量 50%削減を目標とします。

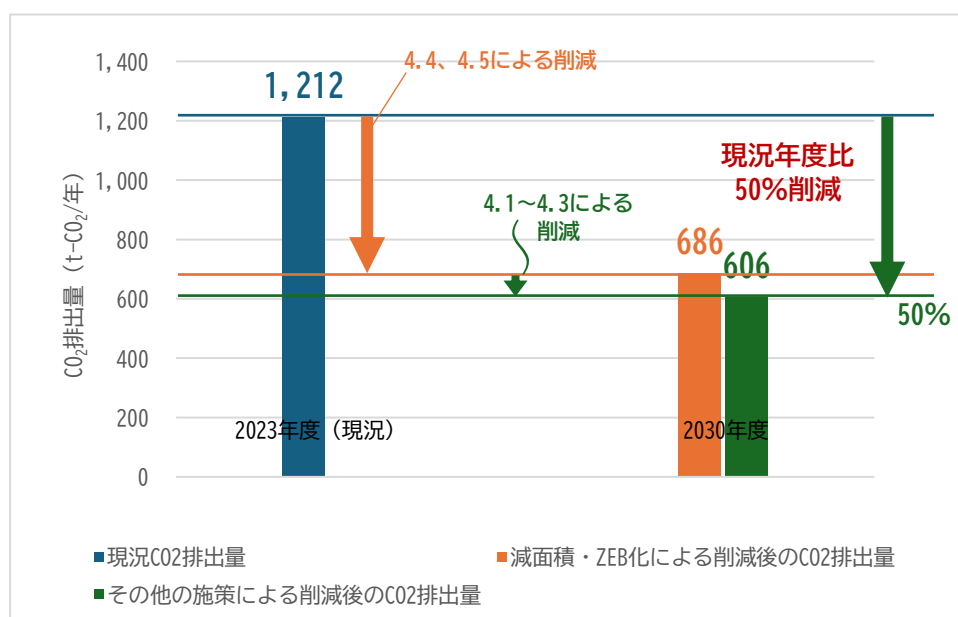


図 4-1 2030 年度 CO₂ 排出削減量目標

第5章 推進体制及び進捗管理

本計画の推進体制及び進捗管理について示します。

5.1 推進体制

計画に掲げた削減目標を達成するため、本村の関係各課で構成する「福島町地球温暖化対策推進会議」を必要に応じて開催します。

5.2 進捗管理

本計画は、図 5-1 のとおり、環境マネジメントシステムの考え方に基づく PDCA サイクルに沿って進行管理を行います。計画進捗状況を把握・評価し、フィードバックを行うことで、継続的な改善を図っていきます。

なお、計画策定時には想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合などには、計画期間内であっても見直しを行います。

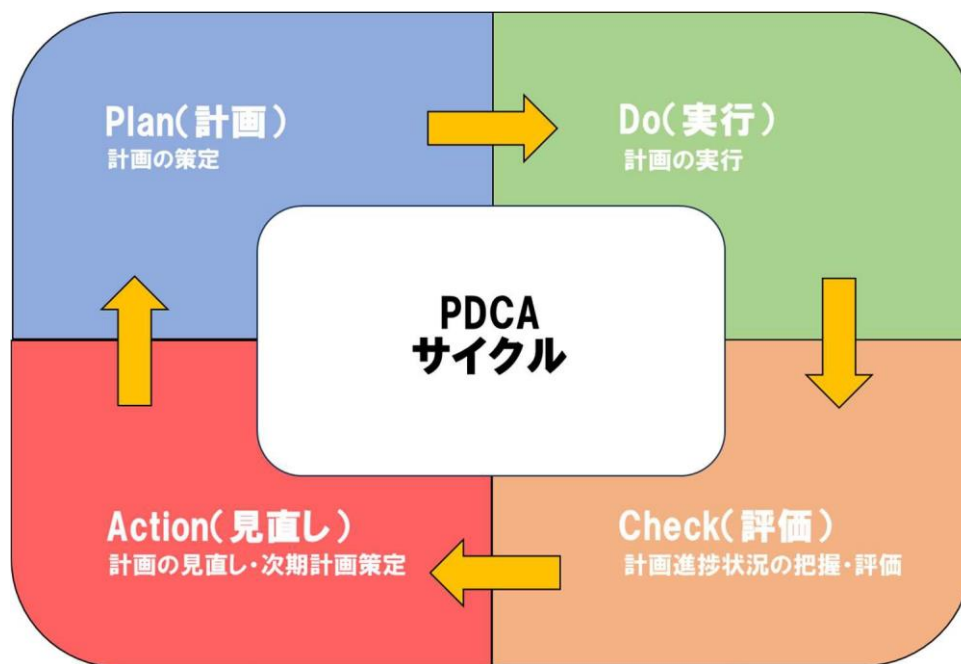


図 5-1 計画の進捗管理のイメージ



地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画
福島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
2025(令和7)年度～2030(令和12)年度

令和7年1月

福島町

〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島 820 番地

TEL:0139-47-3001

FAX:0139-47-4504